

新型コロナウイルスの対応について（第 19 報）

2021 年 2 月 3 日

全社在宅勤務の延長について

政府は 2 月 2 日、緊急事態宣言の期間及び地域を見直し、栃木県を除く 10 都府県を対象として、3 月 7 日まで延長することを決定しました。

当社は、今回の緊急事態宣言の期間延長を受け、業務等を継続することを前提とした在宅勤務を 3 月 7 日まで延長することといたしました。

- ① 全社全部署において、3 月 7 日（日）までの期間、業務等を継続することを前提とした在宅勤務を実施する。
- ② やむを得ず出勤する場合は、通勤混雑を避けるために、引き続き、始業時間を最大前後 1 時間ずらす範囲での「時差出勤」を認める。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。